

国民健康保険税の軽減措置に係る軽減基準額の改正について

1 改正の理由

世帯の所得が一定金額以下の場合には、国民健康保険税のうち均等割額及び平等割額の7割、5割又は2割を軽減している。今回、経済動向等を踏まえて、令和7年度税制改正大綱に軽減措置に係る軽減基準額の引上げが盛り込まれた。

政府においては、今年度中に地方税法施行令を改正する方針であることから、改正後、政令にあわせて本市条例で定める軽減基準額を改めようとするもの。

2 改正の内容

国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を現行の29万5千円から30万5千円に、また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を現行の54万5千円から56万円に、改めようとするもの。

3 施行期日

令和7年4月1日

【参考】

① 5割軽減

区 分	軽 減 対 象 と な る 世 帯 所 得 の 基 準 (世帯主+国保加入者+特定同一世帯所属者の前年総所得金額等)
現 行	43万円+10万円×(A-1)+B× <u>29万5千円</u> を超えない世帯 (例) 3人世帯で1人だけ給与収入がある場合 年収 <u>98万円超 199万5千円</u> 以下が対象
改正後	43万円+10万円×(A-1)+B× <u>30万5千円</u> を超えない世帯 (例) 3人世帯で1人だけ給与収入がある場合 年収 <u>98万円超 203万5千円</u> 以下が対象

② 2割軽減

区 分	軽減対象となる世帯所得の基準 (世帯主+国保加入者+特定同一世帯所属者の前年総所得金額等)
現 行	43万円+10万円×(A-1)+B× <u>54万5千円</u> を超えない世帯 (例) 3人世帯で1人だけ給与収入がある場合 年収 <u>199万5千円超 306万7千円</u> 以下が対象
改正後	43万円+10万円×(A-1)+B× <u>56万円</u> を超えない世帯 (例) 3人世帯で1人だけ給与収入がある場合 年収 <u>203万5千円超 313万1千円</u> 以下が対象

A：世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者のうち、給与収入55万円超、65歳未満で年金受給額60万円超又は65歳以上で年金受給額125万円超の者の数

B：被保険者及び特定同一世帯所属者（後期高齢者医療制度に移行する直前の医療保険が国保の者）の数

4 法令上等の規定

地方税法

第703条の5第1項（一部抜粋）

総所得金額及び山林所得金額の合算額が、低所得者世帯の負担能力を考慮して政令で定める金額を超えない場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。

地方税法施行令 【現行】

第56条の89第2項第2号（一部抜粋）

イ 省略

ロ 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に29万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イに掲げる世帯を除く。）[↑] 10分の5

改正予定

ハ 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該

世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に 54万5千円 を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イ又はロに掲げる世帯を除く。） **10分の2**

改正予定

前橋市国民健康保険税条例 【現行】

第12条第1項（一部抜粋）

次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額の合算額とする。

(1) 省略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 29万5,000円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

改正予定

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 54万5,000円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

改正予定